

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ設置協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____
設置工事及び運用開始時期（予定）	設置工事着手 年 月 日（予定） 運用開始 年 月 日（予定）
代理人の住所・氏名・連絡先	（代理人を定める場合のみ記載）
設置位置・形態・大きさ	□壁面設置〔□低層部 □中層部〕 □自立型設置 幅 _____m × 高さ _____m = 面積 _____m <sup>2</sup> （注1） 画面上端の高さ _____m（建物の _____階部分） 設置する外壁面の広告物の総面積 _____m <sup>2</sup> （既設置広告物を含む）
建物概要	建物名称 _____ 敷地面積 _____m <sup>2</sup> 延床面積 _____m <sup>2</sup> 高さ _____m 建築面積 _____m <sup>2</sup> 階数 地上 _____階 地下 _____階 対象となる外壁面積 _____m <sup>2</sup>
周辺への影響への配慮	音声の有無 □無 □有（最大音量 _____dB） 最大輝度 日中 _____cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等（指向性等） _____ 時間帯 _____ 周辺への配慮事項 ・ ・ ・ ・ ・ ・



デジタルサイネージ設置時 チェックシート（低層部）

①前提条件

- 周辺景観との調和に配慮したものである
  - 地区の良好なまちなみの形成に資するものである
  - 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものである
- 大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、意匠等の基準を踏まえるものである
- 設置者による内部取扱規定を設けている

②設置位置、形態・意匠の基準

- 設置位置は、建築物の1階までとし、設置形態は、壁面への設置及び自立型設置としている
- 壁面に突き出して設置していない
- 天井に吊り下げて設置していない
- 壁面に設置する場合は、建築物と一体的な意匠としている
- 窓面をふさがないように設置している
- 歩道橋等により地上部以外に歩行者動線がある場合、協議により、低層部とみなしている
- 水辺側に向けての設置が不可の場所ではない
- 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用していない
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③大きさの基準

- 一か所の基準の大きさを超えていない
- 総量は5㎡以下としている  
(ただし、敷地面積が2000㎡を超える場合は、面積加算後の範囲内である)
- 大阪市景観計画に定める広告物基準のうち、壁面広告物の表示面積に関する制限の範囲内である

④快適な街路景観創出のための基準

(2㎡以下とする場合(中之島地区を除く))

- ヒューマンスケールに配慮した高さや幅(地盤面から画面上端までの高さは2.3m、画面幅は1.5mを上限とし、設置位置や掲出内容に応じた配置)としている  
⇒上記でない場合は個別協議要( )
- 自立型設置の場合、通行の妨げにならない設置位置としている
- 一敷地に複数設置する場合、他のデジタルサイネージとの距離は10m以上離れている  
(ただし、近接して設置する場合は、合計2㎡以下であればこの限りでない)
- 複数の広告板が設置されている場所では、統一感やまとまりのあるデザイン・高さ等となっている

(2㎡超え5㎡以下とする場合(ただし、「御堂筋地区及び堺筋地区の内、長堀通以南」・「中之島地区」))

⇒個別協議要( )

⑤周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ(輝度)とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している

- 昼間の輝度は 3,000cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/m<sup>2</sup> (理由: \_\_\_\_\_)
- 夜間の輝度は 800cd/m<sup>2</sup>以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_ cd/m<sup>2</sup> (理由: \_\_\_\_\_)

- 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面ではない  
⇒中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面の場合は個別協議要( )
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 静止画の切替り(切替り間隔は 15 秒以上)としている
- 音声はなしとしている

#### ⑥コンテンツの基準

- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている  
⇒自家用広告のみ掲出する場合は、上記の割合が 1/10 を超えている( )
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- 人物・キャラクターの割合が、画面の 3 分の 1、かつ掲出時間の 3 分の 1 を超えていない  
(ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く)
- 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限っている

#### ⑦その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

デジタルサイネージ設置時 チェックシート（中層部）

①前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- コンテンツ等に関する地域独自の基準や協議体制について、協議済である
- 地域独自の基準に適合し、設置について合意が図られている。

②設置位置、形態・意匠の基準

- 高さ31m以下とし、当該建築物における低層部の範囲を除いたものである
- 設置形態は壁面への設置のみとし、建築物と一体的な形態、意匠としている
- 太陽光を著しく反射する恐れのあるものを使用していない
- 骨組み、支柱等の構造体は目立たないものとしている

③大きさの基準

- 大きさは100㎡以下である  
⇒設置位置及び視点場となる空間の広がり等を踏まえ、個別協議要（ ）
- 建築面積200㎡以上の建築物であり、1敷地につき1ヶ所としている

④周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ（輝度）とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は3,000cd/㎡以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/㎡（理由：\_\_\_\_\_）
  - 夜間の輝度は800cd/㎡以下としている  
⇒これによらない場合\_\_\_\_\_cd/㎡（理由：\_\_\_\_\_）
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
  - スライドの切替わり時に急激に変わらないような配慮がされている
  - 表示速度が速すぎず、適切に情報が伝わる速度となっている
- 不快感を与えない音量、音色としている

⑤コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えている
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑥その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

様

大阪市長

印

デジタルサイネージ （ 設置協議  
変更協議 ） に係る見解通知書

年 月 日付けで申出のあったデジタルサイネージ設置計画に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第4条第4項（第5条第2項において準用する同要綱第4条第4項）の規定に基づき通知します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
協議の申出	受付番号	( ) 第 _____ 号
	受付日	年 月 日
第4条第3項 意見聴取	第 _____ 回 _____ 年 月 日	
設置計画に関する 大阪市の見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

デジタルサイネージ （ 設置協議 ）  
変更協議 ） に係る見解に対する回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
設置工事及び運用 開始時期（予定）	設置工事着手 _____ 年 月 日（予定） 運用開始 _____ 年 月 日（予定）	
設置計画に関する大阪市の見解		見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

### デジタルサイネージ変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第5条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
運用開始時期	年 月 日（予定）	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 一 号
	※第4条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

## デジタルサイネージ変更報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第5条第1項ただし書の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

### 記

<変更内容>

・ 変更前

・ 変更後

<変更理由>



表示・掲出の主旨 及び内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> <li>•</li> </ul> <p>詳細は別紙及び映像参照</p>	
所轄警察署への事前相談	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未    (注1)	
※受付欄	※受付年月日	年        月        日
	※受付番号	(        ) 第        ー        号
	※第6条第3項 意見聴取	第        回                    年        月        日
	※通知年月日	年        月        日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 所轄警察署への事前相談が完了していない場合は、相談状況がわかる資料を添付してください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

一時広告物変更協議申出書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第7条第1項の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり申し出ます。

協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
運用開始時期	年 月 日（予定）	
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 一 号
	※第6条第3項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

## 一時広告物変更報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第7条第1項ただし書の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

### 記

<変更内容>

・ 変更前

・ 変更後

<変更理由>

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### 工事等取止届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第8条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事等取止理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

### 工事完了報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 9 条の規定に基づき、指定書類を添えて次のとおり報告します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※調査の実施 <input type="checkbox"/> 有 ( 年 月 日 時) <input type="checkbox"/> 無	

※のある欄は記入しないでください。

大都計第 号  
年 月 日

様

大阪市長

印

### 調査結果通知書

年 月 日付けで工事完了報告のあった件について、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり調査結果を通知します。

#### 記

- 1 受付番号
- 2 敷地の位置
- 3 現地調査日
- 4 調査結果

適 合 ・ 不 適 合

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

実績報告書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
報告期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (注1)	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (最大音量 _____ dB) 最大輝度 日中 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等 (指向性等) _____ 広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ %以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____  ※変更協議を行っている場合は、協議期間毎に記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※受付番号	( ) 第 一 号
	※第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回 年 月 日
	※通知年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

(注1) 8・9月分については、提出時点における実施予定を記載してください。

デジタルサイネージ運用時 チェックシート (低層部)

①前提条件

- 周辺景観との調和に配慮したものである
  - 地区の良好なまちなみの形成に資するものである
  - 周辺のまちなみや建築物全体の形態意匠と調和のとれた、落ち着いたものである
- 設置者による内部取扱規定に変更はない  
⇒変更がある場合 ( )

⑤周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ (輝度) とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は  $3,000\text{cd}/\text{m}^2$  以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_  $\text{cd}/\text{m}^2$  (理由: \_\_\_\_\_)
  - 夜間の輝度は  $800\text{cd}/\text{m}^2$  以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_  $\text{cd}/\text{m}^2$  (理由: \_\_\_\_\_)
- 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面ではない  
⇒中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面の場合は個別協議要 ( )
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 静止画の切替り (切替り間隔は 15 秒以上) としている
- 音声はなしとしている

⑥コンテンツの基準

- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている  
⇒自家用広告のみ掲出する場合は、上記の割合が 1/10 を超えている ( )
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない
- 人物・キャラクターの割合が、画面の 3 分の 1、かつ掲出時間の 3 分の 1 を超えていない  
(ただし、シルエットなどイメージ的に用いるものを除く)
- 中之島地区及び各地区の中之島地区に面する建築物の中之島面において壁面に設置する場合、表示内容は、氏名、名称、もしくは商標、又は建築物の名称に限っている

⑦その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

デジタルサイネージ運用時 チェックシート (中層部)

①前提条件

- にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いものである
- 地域独自の基準や協議体制に変更はない  
⇒変更がある場合 ( )

④周辺への影響を抑えるための基準

- まぶしすぎない明るさ (輝度) とし、夜間等、外光の状況及び周辺状況に配慮している
  - 昼間の輝度は  $3,000\text{cd}/\text{m}^2$  以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_  $\text{cd}/\text{m}^2$  (理由: \_\_\_\_\_)
  - 夜間の輝度は  $800\text{cd}/\text{m}^2$  以下としている  
⇒これによらない場合 \_\_\_\_\_  $\text{cd}/\text{m}^2$  (理由: \_\_\_\_\_)
- まちなみを阻害しない色彩としている
  - 明るく派手な高彩度色を多用していない
  - 補色や彩度差の大きい色の組み合わせを使用せず、類似色や中間色など落ち着いた色としている
- 心身に悪影響を与えない、不快感を与えないゆるやかな表示速度、繰り返し回数としている
  - スライドの切替わり時に急激に変わらないような配慮がされている
  - 表示速度が速すぎず、適切に情報が伝わる速度となっている
- 不快感を与えない音量、音色としている

⑤コンテンツの基準

- デザイン性の高いものとし、ニュースや災害時の避難情報等を除き、文字のみの広告物の表示はない
- 観光情報、ニュース、災害時の避難情報など、まちの利便性や安全性を高める各種の情報やまちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が 1/4 を超えている
- 公序良俗に反しないものとしている
- 見る人に不快感や不安感を与えないものとしている
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に該当する営業に関する広告物の表示はない

⑥その他

- 所轄警察署への事前相談を実施している
  - 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるものではない
  - コンテンツの内容について、事前相談を実施している

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

実施計画書

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり提出します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
工事完了日	年 月 日	
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
コンテンツ内容等	音声の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（最大音量 _____ dB） 最大輝度 日中 _____ cd/m <sup>2</sup> 夜間 _____ cd/m <sup>2</sup> スピーカーの種類等（指向性等） _____ 広告の種別 <input type="checkbox"/> 自家用 <input type="checkbox"/> 商用 観光情報やニュース、まちの魅力を向上させる映像等の割合 _____ %以上 時間帯 _____ コンテンツ作成者 _____  ※コンテンツの変更予定がある場合、予定時期を記載してください。	
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。

大都計第 号  
年 月 日

様

大阪市長

印

### デザイン性に係る見解通知書

年 月 日付けで報告のあった 年度の実績報告についてデザイン性に係る見解を取りまとめましたので、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 11 条第 4 項の規定に基づき通知します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 ー 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
第 11 条第 3 項 意見聴取	第 回 年 月 日	
デザイン性に係る 大阪市の見解		

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)

### デザイン性に係る見解に対する回答書

年 月 日付けの見解に対して、次のとおり回答します。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
デザイン性に係る大阪市の見解		見解に対する回答

年 月 日

大 阪 市 長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名）

### デジタルサイネージ廃止等届

重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

設置協議の成立	受付番号	( ) 第 一 号
	協議成立年月日	年 月 日
敷地の位置	地区名 _____ 所在地 大阪市 _____ 区 _____	
廃止・運用停止日	年 月 日（予定）	
廃止・運用停止理由		
※受付欄	※受付年月日	年 月 日
	※備考	

※のある欄は記入しないでください。